

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(第24版)

令和2年12月17日発行 沼田町新型コロナウイルス感染症対策本部
(役場保健福祉課 ☎35-2120)

集中対策期間 12月12日(土) ~ 1月15日(金)



いつもと違う、
初めての冬

特に12月25日(金)までは、5つの場面を避けられない場合、札幌市及び行動制限のある都府県との不要不急の往来を自粛願います。

これからも
「守って欲しい」こと

1. マスク着用
2. 三密回避
3. 室内換気
4. 会話は静かに
5. 集まりは少人数・短時間で
6. 手洗い・アルコール消毒を
7. 体調不良時、発熱時は出かけない

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる



詳しくは

corona.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策推進室

【STOP!!】感染者への誹謗中傷はおやめください。

感染した方が悪いわけではありません。誰もが感染する可能性があります。近隣自治体での感染拡大は他人事ではなく、この先にあなたやあなたの身近な方が感染するかもしれません。

感染者やその家族等への差別や偏見が広がると、症状を自覚した方が受診を遅らせて重症化したり、地域全体に感染拡大する原因にもなります。

情報に惑わされ、感染者への噂話や差別、いじめ等、人権侵害につながるような行為はお止めください。

沼田町新型コロナウイルス感染症自主隔離事業をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症患者と接触し、保健所から濃厚接触者に特定された場合、自分が感染している不安と、さらには家族に感染させてしまう不安を抱えながら、約2週間は自宅待機等の外出制限と健康観察を受けることになります。

この間に濃厚接触者が感染していた場合、その同居者は次なる濃厚接触者、さらには感染患者になる可能性があります。

これらを防止するため、町では一時的に生活を分離できる施設を備えました。

利用に関しては、役場保健福祉課保健師へ電話でご相談ください。

■ 沼田町新型コロナウイルス感染症自主隔離事業を利用できる方

(沼田町に住民登録し、身辺が自立している方で、下記のいずれかに該当する場合)

- ・保健所から濃厚接触者に特定された方及びその方と同居している方で、自主的な隔離（一時的に生活を分離）を希望される方
- ・新型コロナウイルスの感染によって入院治療又は宿泊療養施設に入所し、その後のPCR検査の結果、陽性では無くなったが、一定期間の健康観察が必要な方及びその同居者で自主隔離（一時的に生活を分離）を希望される方

※詳しくは、12月3日の新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ第23版をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症等の影響による固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用資産及び償却資産について、令和3年度分の固定資産税に限り、下記の表の減少割合に応じて、課税標準をゼロまたは2分の1とする特例措置を受けることができます。

■ 軽減措置の対象者：事業収入が減少した中小事業者等

■ 軽減措置の減少割合及び特例率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入を前年同期間と比べた場合の減少割合	特例率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	ゼロ

■ 軽減措置を受けるための手続き

軽減措置を受けるには、申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押印されたもの）や収入減を証明する書類（青色申告決算書等）等を**役場住民生活課税務グループ**に提出していただく必要があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

■ 軽減措置の対象：事業用家屋および償却資産に対する固定資産税

令和3年1月6日（水）～令和3年2月1日（月）

■ お問い合わせ先

役場住民生活課税務グループ ☎ (0164) 35-2115

掲載した情報は、内閣官房および厚生労働省、北海道の新型コロナ感染症対策ホームページ等を引用しています。

裏面も
ご覧ください

～ これまで発行した「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」は沼田町ホームページに掲載しております。～

【年末年始期間中】 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談

		12月				1月						
		28日 (月)	29日 (火)	30日 (水)	31日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)	5日 (火)	6日 (水)	
発熱外来等受診等の相談	北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	24時間365日 ☎0800-222-0018											
	北海道深川保健所	○	休	休	休	休	休	休	○	○	○	
		平日/午前8時45分～午後5時30分 ☎22-1421										
休日当番医		(いずれも) 深川市立病院 ☎22-1101 午前8時30分～午後5時							/			
		○	○	○	○	○	○	○				
一般相談	沼田町役場 保健福祉課	○	○	正午 まで	休	休	休	休	休	休	○	
	平日/午前8時45分～午後5時15分 ☎35-2120											

【年末年始期間中】 医療機関の診療体制

【内科系・外科系】			12月				1月				
			28日 (月)	29日 (火)	30日 (水)	31日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)	
沼田厚生クリニック ☎35-2321 午前8時30分 ～11時30分 午後1時15分 ～午後4時15分	内科	午前	○	○	休	休	休	休	休	○	
		午後	○	休	休	休	休	休	休	○	
	外科	午前	○	○	休	休	休	休	休	○	
		午後	○	○	休	休	休	休	休	○	
深川市立病院 ☎22-1101 午前8時30分～			○	休	休	休	休	休	休	○	
休日当番医 (電話してから受診ください。)			(いずれも) 深川市立病院 ☎22-1101 午前8時30分～午後5時							/	
			○	○	○	○	○	○	○		
北空知夜間急病テレホンセンター (深川市立病院内) ☎(専用) 22-4100 毎日/午後5時～翌朝8時30分			<p>夜間に体調が悪化した時、その対処方法や受診の判断を電話相談できます。</p> <p>①住所、氏名、年齢、性別、症状等をお話してください。</p> <p>②警備員が電話に出る場合がありますので、「看護師に代わってください。」とお申し出ください。</p>								

上記以外の医療機関は、深川医師会ホームページ(fukagawa-med. or. jp/)でご確認ください。

【 歯科 】 空知歯科医師会 <http://www.sdental.jp/index.html> 診療時間：午前9時～午後1時

月	日	曜	歯科医院名 (住所)	電話番号
12	30	水	杉村歯科医院 (深川市4条9番28号)	22-2323
	31	木	深川第一病院歯科口腔外科 (深川市あけぼの町1番1号)	23-3516(直通)
1	1	金	近藤歯科医院 (沼田町本通3丁目4-3)	35-2538
	2	土	北竜町立歯科診療所 (北竜町字和2-17)	34-2656
	3	日	ぬまくら歯科 (深川市1条12番16号)	22-5615

【 小児科 】		12月				1月			
		28日 (月)	29日 (火)	30日 (水)	31日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)
深川市立病院小児科 ☎22-1101 午前8時30分～11時 午後1時～4時	午前	○	休	休	休	休	休	休	○
	午後	○	休	休	休	休	休	休	○
津田こどもクリニック ☎34-5311 午前8時30分～11時50分 午後2時～4時50分	午前	○	○	休	休	休	休	休	○
	午後	○	○	休	休	休	休	休	○

旭川市小児救急医療体制 (旭川市内小児科開業医による輪番診療体制)

深川市立病院小児科及び津田こどもクリニックが休診の場合にご利用ください。
時間帯により受診先が異なるため、ホームページや電話で確認してください。

午前9時 ～午後6時	①旭川市医師会ホームページ(http://asamed.jp/toubanin/)にて、 受診できる医療機関をご確認ください。 ※毎朝8時更新 ②ホームページで確認できない場合は、 「北海道救急医療情報案内センター」にお問い合わせください 一般電話からは 0120-20-8699 携帯電話・PHSからは (011) 221-8699 ホームページ http://www.qq.pref.hokkaido.jp	左記のほかの救急告示病院を受診する方法もありますが、あらかじめ電話で確認してから受診ください。
午後7時 ～午後10時	市立旭川病院小児科夜間急病外来 旭川市金星町1丁目1番65号 ☎(0166)24-3181	
午後10時～ 午前7時30分	旭川市夜間急病センター 旭川市金星町1丁目1番50号 ☎(0166)25-0297	

◎夜間の子どもの急な病気やけがにかかわる相談 (毎日/午後7時～午前8時)

北海道小児救急電話相談☎(011)232-1599 または#8000 [短縮ダイヤル]

#短縮ダイヤルはIP・ひかり電話、PHSからはつながりません。

- (1) 子どもの急な病気やけがの際、保護者等からの電話相談に小児科医師や看護師が助言します。
- (2) 対処方法の助言であり、医師による診断や治療ではないことをご了承ください。
- (3) 午後7時から午後11時までは道内の小児科医、看護師が応じ、午後11時から翌朝の午前8時まではコールセンター (道外の小児科医、看護師) が応じます。
- (4) 緊急性のあるお子さんのための電話相談です。育児相談はご遠慮ください。